

港区高校生等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の健全な育成及び保健の向上に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高校生等 十五歳に達する日以後の最初の四月一日から十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、高校生等を現に監護し、かつ、扶養しているものをいう。

(対象者)

第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、高校生等の保護者で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- 一 保護者及び高校生等が、区内に住所を有すること。
- 二 高校生等が、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による被保険者又は区規則で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者であること。

2 前項の規定にかかわらず、高校生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高校生等の保護者は、対象者としなない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けているとき。

二 区規則で定める施設に入所しているとき。

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第八項の小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第六条の三第一項の里親に委託されているとき。

四 就職し、保護者の扶養から外れたとき。

五 婚姻したとき。

（受給資格の認定）

第四条 医療費の助成を受けようとする対象者は、区長に申請し、前条に規定する受給資格の認定を受けなければならない。

2 区長は、前項の認定をしたときは、受給資格を証する医療証を当該対象者に交付する。

（助成の範囲）

第五条 区は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）の

うち、当該法令の規定によつて当該高校生等に係る国民健康保険法の規定による世帯主又は社会保険各法の規定による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を助成する。

2 前項の規定による助成は、同項に規定する法令以外の法令（東京都条例を含む。）の規定によつて医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（助成の方法）

第六条 医療費の助成は、対象者が、病院、診療所、薬局等（以下「病院等」という。）において、医療証を提示して高校生等に係る医療に関する給付を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別の理由があるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（届出義務）

第七条 対象者は、第四条第一項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに区長に届け出なければならない。

（医療証の返還）

第八条 対象者は、第三条に規定する受給資格を有しなくなったときは、医療証を区長に返還しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第九条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第十条 区長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。